

光州千人訴訟原告本人調書
(元徴用工原告ら)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

事件の
平成 五年 第 一八八八号

認 裁
印 判
長

本 人 調 書

期 日	平成 九年 八月 二八日 午後(前) 一〇時 〇〇分	氏 名	洪 倅 龍	年 齢	七四年	職 業	無職	住 所	大韓民国全羅南道 [Redacted]
--------	-------------------------------	--------	-------	--------	-----	--------	----	--------	------------------------

宣 誓 そ
の 他 の
状 況

(この調書は、
平成九年八月二八日付証状第
[Redacted] 回口頭弁論
調書と一体となるものである。)

裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、本人
がうそを言った場合の制裁を注意し、
別紙宣誓書を読み上げさせてその誓
いをさせた。

裁判所

陳述の要領

原告代理人（福島）質問

一 私は、一九四四年七月ころだと思いますが、令状に基づいて徴用され、日本で働かされました。二二歳のときです。

二 徴用される三か月前に結婚しました。陳述書では六月と書いてありますが、三月の間違いです。

三 令状を受け取ったときは、部落の人から死ぬかもしれないと聞いていたので、行きたいとは思いませんでしたが、拒否すれば家族に危害が加えられるのではと思いましたので拒否はできませんでした。

四 家族は、行けば死んでしまうのが分かって、落胆して泣いていました。妻は悲しみに口が聞けませんでした。

五 当時の日本は、空襲があると聞いていましたので、徴用されれば死んでしまふと思っていました。

「陳述の要領」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

六

まず私は、釜山に連れていかれたと思います。釜山には大勢の朝鮮人が集まっていました。船が一杯でしたから、一〇〇〇人以上はいたと思います。

七

釜山からは、下関のほうへ連れて行かれました。下関からは、汽車で長崎へ、長崎から船で香焼島の川南造船所へ行きました。そこは、朝鮮人か日本人かは分かりませんが、千数百人が働いていました。

八

私はそこで鍛冶の仕事をしました。ハンマーで鉄を叩いたり、切ったりする仕事です。肉体的にきつい仕事でしたが、朝七時から夕方六時まで働かされました。

九

食事は、米とうどんと麦を混ぜたもので、量は片手茶碗一杯くらいでした。おかずとして、味噌汁とたくあんがつけました。一日に三食でしたが、その三食分を合わせて一食にすれば足りる、と行って程度の量でした。工場に行くときには、一食では少ないので、朝食のときに昼食の分も食べて行きました。それから夕食までは何も食べませんでした。栄養失調になる人も大勢いた。

て、大勢倒れて、倒れた人は故郷に帰らされました。

一〇

毎日仕事に出てきているかどうかは、朝七時に出勤の点呼があり、夜寝る前にも点呼がありました。点呼に参加しないと、小隊長に棒で殴られました。

一一

自分が出ていて仲間がいない場合にも、ときどき罰を受けました。ひどいときにはお互いにビンタをさせられました。罰は、同じ班のなかで受けました。一二人で一班です。列になってビンタされたことを五回から一〇回くらい覚えていきます。私自身もビンタの経験があります。殴るのは日本人の監視達です。監視達は、軍を除隊した人達でした。

一二

給料については、たばこ代くらいはもらえ、それ以外は通帳に入れてくれると言っていました。実際は分かりませんでした。給料が総額でいくらくらい報告はありませんでしたし、結局は一度も受け取る機会はありませんでした。

一三

仕事中に、焼けた鉄の固まりが左足のすねに当たったことがあります、大怪我

をしました。鉄を切るときに、人指し指の第二間接くらいまでの長さの鉄が、当たり、銃に当たったようなけがをしました。陳述書では右足と書いてありますが左足の間違いです。今でも火傷のあとが残っています。三日くらいは出勤もできず、直るのには一月以上かかりました。歩行に支障も出て、出勤時は足を引きずっていましたが、休めたのは二、三日くらいでした。

一四 働き初めるときは、一年間ということでしたが、一年たつと、一年延期して仕事をしろと言われました。もう一年たてば戦争に勝てるからということでした。

一五 もう一年と言われ、大勢の人が逃げていきました。働きにきた最初のころは監視が厳しかったのですが、一年たったときはそれ程ではなく、皆逃げ出しました。おなががすいて、仕事もきつかったので、捕まって罰せられることよりも、おなががすいて逃げたいという思いのほうが強かったのです。

一六 私は、大村の飛行場まで逃げました。そこに、韓国人で力仕事をしている

人達がたくさんいたので、その人達にご飯を食べさせてもらいました。大村までは何十キロもありますが、途中で仕事をしたりしながら歩いていきました。

一七

日本の敗戦は、大村で一週間ほど仕事をした後、大村で迎えました。長崎に原爆が落ちたことは、その日の午後に知りました。その後私は、解放によって、ようやく朝鮮に帰れました。

一八

私のような二〇代の青年が、数千人も犠牲になりました。私は今、裁判を起こせる数少ない人間です。日本政府はそんな私達に対して、一言の謝罪もありません。謝罪と補償をしてほしいと思います。

裁判所書記官 荒川 方

荒川

第五号様式 (本人調書)

事件の
表示
平成五年(ワ)第一一八六七号

最高裁判所 四号の二

裁判長
認印

本人調書

この調書は、
平成九年八月二十八日付
第一一八六七号
第一回口頭弁論
調書と一体となるものである。

期日	氏名	年齢	職業	住所
平成九年八月二十八日午前一〇時 〇〇分	△金 桂 順	七四年	農業	大韓民国全羅南道 [Redacted]
宣誓その他 の状況		[Redacted]		
<p>裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、本人がうそをいった場合の制裁を注意し、別紙宣誓書を読みあげさせてその誓いをさせた。</p>				

裁判所

陳 述 の 要 領

原告ら代理人（山本）質問

一 私は、一九二二年一月三日生まれで、現在、七四歳です。私が徴用

されたのは、一九四三年です。私の当時の職業は、農業でした。

二 私のその当時の家族は九人で、私の両親、私、私の妻、姉二人、私の

子どもが男の子一人、女の子二人がいました。子どもの歳は、二歳と双

子の年子で一歳でした。私の家は、三代独身と言って、三代続いて一人

子でした。私の両親が心配して、私を早めに結婚させた方がよいという

ことで、私は、早く結婚して、子どもが三人できました。

三 私が徴用された日に、私を連行したのは、莞島の警察の日本人の巡査

でした。近くの子どもが、「今、巡査が人を捕まえに来ているよ。」と

言ってくれたので、私は、家を出て、家の近くに隠れていましたが、見

つかってしまいました。子どもが知らせてくれて、私が隠れたのは、そ

「陳述の要領」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印すること。

の頃、日本の巡査が徴用のために人を捕まえに来ることがよくあったからです。

四

巡査は、突然、何の連絡もなく来て、私は捕まり、ナイロンの紐で手をしばられて里長の事務所に連れていかれました。その巡査が里長と話をしていたので、私は、非常に不安になり、その間に里長の事務所の手ぐ近くの川の横の草むらに逃げました。私は、逃げましたが、同じ巡査に捕まり、手のひらで両頬を五―六回以上殴られました。

五

私には、徴用令状が出ていませんでした。その当時は、令状を出すところを見て逃げたりするので、そういうものなしで、行き当たりばったり、そこにいる者を手当たりしだいに捕まえていました。

六

私は、下関を通過って北海道まで連行されましたが、そのように連れていかれることを、家族に連絡することができませんでした。私の家族は、私が逮捕されて、連れていかれる姿を見ましたが、その後、どのよう

になったかを、一切、知らされませんでした。私が北海道に行き、約五日位経って、私が家族に手紙を出して、親、兄弟が私の消息を知りました。

七

私が連れていかれた先は、根室本線の赤平駅のすぐ近くにあった昭和電工株式会社プンサン鉱業所の宿舎でした。その昭和電工株式会社プンサン鉱業所の宿舎は、そこで働いている人夫が集まる場所で、そこに飯場があり、その飯場に集まる人夫のことをプンサン、プンサンと呼んでいました。

八

私は、赤平駅の近くの昭和電工の炭鉱に連れていかれ、地下にある石炭を掘る現場で働いていました。その炭鉱は、三〇メートル掘ったら、また三〇メートル下り、三〇メートルずつ、一段ずつ下がっていきました。車の通路の横に人が通る細い道があり、真ん中を車が通っていました。その道は、四五度の角度になっていました。

九

私たちは、その道をまず三〇メートル歩いて下りていって、さらに三〇メートル歩く、さらに三〇メートル歩くというふうには、地下九〇メートルの所まで全部、歩いて行きました。その後、採炭現場まで、二〇メートルほど炭を積み出すトロッコに乗って行きました。

一〇

私とその採炭現場でした具体的な仕事は、一つの組が四人ずつになっ
ていて、前山が二人、後山が二人で、私は後山をやりました。後山とい
うのは、前山が炭を掘る役割で、その掘った炭をスコップで車に積み込
むのが後山の仕事です。私は、スコップで炭を車に積み込む仕事を一日
中していました。一日の労働時間は、通常は一〇時間です。ただ居残り
の晩に当たると、一二時間から一五時間、働かされました。

一一

その炭鉱は、地下の深い所で仕事をしていて、事故がたくさん起きま
した。ガス爆発の事故が起きると、多くの人が死にました。私は、掘っ
ている最中に、突然、ガスが爆発して、石炭の層が崩れて、掘っていた

裁

判

所

人がその下敷きになり、たくさんの方が死んだのを見ました。私の特に親しい人や私と一緒に韓国から来た人の中に死んだ人はいませんでした。私が事故で死んだ人を見たのは、中国人の捕虜のような人や日本人もいたと思います。

一一二

私が働いていたときに監督していた人は、日本人です。私の陳述書に日本人の監督から暴力を振るわれたことを述べましたが、陳述書に書いている「イサクワ」という名前は間違いで、「石川」が正しいです。石川という監督から殴られました。

一一三

私の陳述書に述べた「あるとき、我慢できずに『あまりにもお腹が空いてこんな力仕事は出来ない』と一言もらすと、石川という監督が、お前のようなやつは痛い目にあわせないと駄目だと言って、私を叩き始めました。気力も失せて棒で叩かれただけでも死にそうなのに、何がものたりないのか、『口を閉じろ』と言って、今度は私の両頬を拳骨で容赦

なく殴りました。私は血だらけになってその場で気を失ってしまいました。どれくらいで気を取り戻したかはわかりませんが、気がつくと私の側にバケツがあり、体中ずぶぬれで奥歯が三本抜けていました。気は取り戻しても、全身の痛みが激しく気力もなかったので、病院に五日間入院しました。」というのは、事実です。このときの暴力が、私が受けた暴力の中で、一番ひどかったのです。

一四

私の陳述書には、その後「サケヤヒグチ」という監督にも殴られたと述べてありますが、「サケヤ」というのは、「前山」という意味です。前山の樋口という監督にも殴られたという意味です。私は、そのほかに、佐々木ハジメという監督にも殴られました。

一五

私は、そのように働いて、最初の一箇月分の給与だけももらいましたが、その後は、一切もらっていません。私が給料を払ってほしいと言ったら、故郷に送ってやると言われました。しかし、私が解放されて韓国

に帰国してみたら、全く送られてないことがわかりました。

一六

私は、解放されるまで三〇箇月ほどその炭鉱で働きましたが、この三〇箇月のなかでつらかったのは、私が「お腹がすいてたまらない。」と言ったら、石川監督から激しく殴られたことです。

一七

私の父は、私が一九四五年一〇月に帰国したとき、すでに亡くなっていました。私の母、妻、姉二人は、よその家の農作業の手伝いなどをして命をつないでいました。

一八

私は、そのときに石川から、余りにもひどく殴られて、現在でも薬がなければ生きていけない状態です。私は、腰の骨が飛び出ており、天気が悪くなりそうなときには、そこが痛くて動くことができません。私の現在の職業は農業ですが、実際には、体が悪いので、農業をすることもできず、ただ薬を飲んでいる毎日です。

一九

私が日本政府に対して言いたいことは、私を韓国から連行してきたこ

とも、良くないことであり、食べ物も十分に与えず、強制的な労働をさせたことも、良いことではありません。私は、そんなにひどく殴られながら、寝食を忘れて働かされる状態だったのに、それに対する何らの給与や賃金がなかったことも、大変な誤りです。私は、まず名誉回復と補償を望みます。

裁判所書記官

伊

藤

富

雄



裁

判

所

第五号様式(本人調書)

事件の表示 平成五年(ワ)第一九一八六七号

裁判長
認印

本人調書

期日	平成九年八月二八日午前一〇時 〇〇分
氏名	尹敬錫
年齢	七四年
職業	農業
住所	大韓民国光州市
宣誓その他の状況	<p>この調書は、 調書と一体となるものである。</p> <p>裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、本人がうそをいった場合の制裁を注意し、別紙宣誓書を読みあげさせてその誓いをさせた。</p>

最高裁印 四号の二

平成九年八月二八日付
山口県裁判所
調書と一体となるものである。

原告ら代理人（李宇海）質問

一 私は、満七四歳です。私は、左足に義足を付けています。日本で負傷して、松葉杖で韓国に帰り、涙が川のように流れました。

二 私は、韓国に戻ってから五年間位、松葉杖で生活していましたが、その後、病院に行き、義足を造りました。私は、いつも杖をつけています。左足の残っている部分が少しだけで力が入らないので、杖をつかないと歩けない状態です。私が左足を失ったのは、二一歳か二二歳の頃だったと思います。

三 私の左腕は、一五まで数えられたので切られなかったのですが、非常に不自由です。左腕の関節は、まっすぐ伸ばすことができません。左腕の骨が折れて重なった部分を病院に行って、伸ばしてもらいましたが、完全に元どおりにはなりませんでした。

四

私は、日本に連行される前、私の母と妹と三人で暮らしていました。私の父は、私が九歳のときに病気で亡くなりました。私は、兄が一人いきましたが、亡くなり、妹が一人います。父が亡くなったとき、妹は五歳でした。

五

私の陳述書に、農村労働者とありますが、日本に連行される前は、自分の農地を持っていませんでした。農業労働者というのは、私と母がほかの家に手伝いにいっていました。

六

私は、私が二一歳の頃、面事務所の徴用係から徴用令状を受け取りました。その徴用係は、朝鮮人でキンハボクという人でした。

六

私は、徴用を拒否して逃げようと思いましたが、捕まったら、死ぬほど殴られて不愚者になると思いました。徴用を拒否して、そういう目に合った人の話を聞いたことがありました。

七

私は、徴用されて、最終的に日本の名古屋の三菱の工場に連れていか

れました。麗水（ヨウス）から船に乗って、二四時間で来る所を四八時間位かかって日本につきました。

八

私は、その頃、日本の本土では空襲が始まっていることを聞いていました。私の陳述書に、「大阪の三菱会社で労務者として強制労働をしておりましたが」とありますが、「名古屋」の間違いです。名古屋に、朝鮮人や台湾人がたくさんいました。名古屋の三菱は、飛行機を作る工場でした。

九

私は、徴用令状を受けとって、決められた日に面事務所に出頭しました。私は、面事務所からクンチヨまで連れていかれて、そこから広州駅まで連れていかれました。そのときに、郡の日本人の担当者が責任をもって監視していました。私は、広州駅から麗水まで行き、麗水から船に乗り、日本には、夜に着いたので、どこに着いたかはわかりませんでした。汽車に乗ったり、船に乗っている間、私たちを監視する人がいまし

た。余りにも大勢の人だったので、逃げた人がいたかどうかわかりませんでした。逃亡しようとして殴られた人がいたという話を、よく聞きました。死ぬほど殴られて、不患者になりました。麗水の港から日本に向かう船に、何人位の韓国人が乗っていたかは、わかりません。大勢の人が乗っていました。

一〇

私が名古屋の三菱の工場に着いたら、韓国人や中国人が大勢、働いていました。三菱の工場は、空襲がたくさんあり、仕事をする間がありませんでした。私はその工場にいたのは、一年間位だったと思います。その間に、空襲を受けたことが多数ありました。

一一

私は、そのなかで、一九四五年一月一四日にあった空襲のことが死ぬまで忘れることができません。爆撃機六機が編隊を組んでやってくるのが見えました。その爆撃で完全に建物が破壊されるのを見ました。私は、その爆撃を受けて、途中で気を失いました。爆撃が始まってから三〇

分位経ってからだと思います。私が気がついたときには、名古屋の三菱の病院にいました。

一一

五日経って、私が気づいたら、左足が膝の下からなかったのです。私は、左足を切断する手術を受けました。左腕も折れていて、まっすぐ伸ばせない状態でした。医者から一五まで数えなさいと言われました。私は、一五まで数えることができたので、左腕を切断しなくてすみませんでした。私は、左足を失ったことに気づいたとき、言い表しようもありませんでした。

一二

私は、病院を九回、替わりました。空襲が続いたので、病院の建物がすぐ壊れて、運んでくれる人がいたので、その人に背負われて、病院を転々と移っていきました。

一三

私が病院に入院しているときに、韓国出身の行政官が病院に来たことがありました。その行政官は、怪我をして寝ている私を見ました。私の

様子をみて、その行政官が病院の医師や看護婦に、一回、ひどく言いまして。私がパンツ一枚でいて、食事もほんの少ししかでなかったので、行政官は、「これは、人間の扱いか、犬の扱いか。これで病気が直るか。」と言って叱りました。下着以外に支給される衣類は、何もありませんでした。食事の内容は、三菱会社にいたときは、十分な食事の量だったのですが、病院に入院してからは、日本のご飯茶碗一杯位の食事の量で、お腹を空かしていました。韓国出身の行政官が病院関係者を叱責して、食事や衣類の状況は改まり、食事もましになって、衣類も出してくれました。

一五

私は、病院に入院しているときに、義足を作ってほしいと病院の院長に直接、要求しました。病院の院長は、義足を作る所も、全部、空襲で破壊されてしまったので、作ってやることができなと言われてました。それで、松葉杖を使って韓国に帰国しました。

一六

私が韓国に帰国したのは、解放後、二箇月位後だったと思います。私たちは、特別な扱いを受けていました。私は、韓国に帰国するまで左足の痛みがありました。左腕も、痛みがあり、言い表せないほどでした。頭にも怪我をしました。私は、名古屋から韓国までは、責任者の引率のもとに、船と鉄道に乗っていきました。

一七

私は、家に戻って、すぐに母と妹と再会できました。再会したとき、私の母は、泣き崩れて何も言うことができませんでした。妹も、同じでした。

一八

私は、韓国に帰国してから現在まで、足に怪我をしているために水中に入ることができず、運動を兼ねて、畑で少し仕事をするくらいです。少し体を動かして仕事をすると、左足が痛くなり、治療するのに金がかかります。私は、現在でも、左足の治療などのために病院に行くことがあります。左足の義足も、作ってピッタリ合ったときはよいのですが

、そうでないときは、もう一度作り直しますので、金がかかります。その義足を作る金などは、息子に出してもらっています。

一九

私は、徴用されて、面事務所に行つて、そこから広州駅まで向かいましたが、母と別れるときに、母は、泣き崩れて、何も言うことができませんでした。

二〇

私は、左腕が不自由になり、左足を失ったわけですが、日本国からそれに対する補償を受けていません。

二一

私が日本国に対して言いたいのは、韓国では、私の左足がないことを知っていますが、日本では、私の左足がないことを誰も知りません。例えば、木が二一歳といえ、花が咲くときですが、私の左足は、そのときに切られてしまいました。一月一四日に爆撃機六機が来て、爆撃を受けたことと病院でのことは死ぬまで忘れることができせん。日本は、先進国ですから、哀れんで私を生かしてください。日本の謝罪と補償を

望みます。

裁判所書記官 伊藤 富雄



裁

判

所